令和５年度南大東村低所得世帯家計支援事業について

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対して、給付金の支給を実施しています。

■支給額

１世帯あたり一律　30,000 円

※本給付金は、国の法案で差押え禁止及び非課税となります。

■支給の対象となる世帯

基準日（令和５年８月 31 日）時点で南大東村に住民登録があり、世帯全員の令和５年度の「住民税均等割が非課税」である世帯（住民税非課税世帯）

■給付金の支給手続き

・対象者には申請書を郵送しますので申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに南大東村総務課窓口に直接、または郵送でご提出ください。

・給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認しご指定の口座に振り込みます。

・令和５年８月３１日基準に１月１日以降に転入された方には個別で申請が必要となります。総務課までご相談ください。

・申請開始日は発送をもって開始となります。

■申請受付期限

令和５年１１月２４日（金）まで

問い合わせ先

南大東村総務課低所得世帯給付金係

TEL　０９８０２－２－２００１